

IHSM テニスクラブ松戸規約

第1条 (クラブの名称及び事務局の位置)

本クラブの名称は IHSM テニスクラブ松戸とし、千葉県松戸市南花島3-3-8-11に所在するテニスコート並びにその付帯施設の利用を目的とし、(株)アイ・エイチ・エス・エム (以下「会社」という) がこれを運営する。

第2条 (クラブの目的)

本クラブはテニスを通じてスポーツマンシップを養い、かつ会員相互の親睦をはかり、テニスの普及と技術の向上に寄与するとともに明朗、健全な社交機開たる事を目的とする。

第3条 (会員の種類と権利)

本クラブの会員は次の5種類とする。それぞれの会員は会社が運営する施設及び付帯施設をそれぞれの期限の範囲で別に定めるコート利用規定により利用できる。

正会員 1年会員
 3年会員
 永久会員
 終身会員

平日会員 1年平日会員
 3年平日会員
 永久平日会員
 終身平日会員

名誉会員

第4条 (入会)

- (1) 本クラブに入会しようとする者は、所定の様式により入会申し込みをなし、会社は入会を承認したときはその旨を申し込み者に通知する。
- (2) 入会を承認された申し込み者は第5条ないし第6条に定める入会金及び会費の納入、並びに規約承諾の手続きを完了して会員の資格を得るものとする。ただし、名誉会員はこの限りではない。
- (3) 会社は入会手続きを完了した会員に会員証を交付する。
- (4) 会員証は記名式とし、他人に使用させることができない。

第5条 (入会金)

- (1) 入会金の額は会社が別に定める。
- (2) 既納の入会金は、その事情が会員もしくは会社のいずれの側に生じたか、又はいかなるものであるかは問わず、一切返還しない。

第6条 (会費)

- (1) 会費の額は会社が別に定める。
- (2) 会費の納入は1ヶ月毎に銀行自動振替とする。
- (3) 第5条第2項の規定は会費に準用する。

第7条 (付帯施設の使用料)

付帯施設、設備の使用料の額は会社が別に定める。

第8条 (コート利用規定の変更)

コート利用規定の変更は会社が6ヶ月前に会員に通知し、変更することができる。

第9条 (クラブの休日)

クラブの休日は会社が別に定める。

第10条 (会員の義務)

- (1) 会員はテニスコートの使用にあたっては、会社が別に定めるコート利用規定並びにコート使用規定を守らなければならない。
- (2) 会員は本クラブの秩序を乱し、又は名誉を傷つけるような行為をしてはならない。
- (3) 会員は故意又は過失に因りコート、その他の施設を破損したときはその損害を賠償しなければならない。他人に障害を与えたときも同様とする。

第11条 (休会)

- (1) 会員が専勤、病気その他やむを得ない理由により6ヶ月以上テニスコートを利用できない場合は、会社が別に定める休会届けを会社に提出して休会員となることができる。
- (2) 休会員は会員資格を継続して保持する。
- (3) 休会員は休会期間の会費相当額の12分の1の額を直ちに納入しなければならない。

第12条 (退会)

- (1) 本クラブを退会しようとする会員は、会社が別に定める退会届けを会社に提出し、かつ会員証を返還しなければならない。
- (2) 退会するときは退会届けを提出した日の属する月の会費を納入しなければならない。
- (3) 会員はそれぞれの期限時に継続手続きなき場合は自動的に退会とみなす。

第13条 (会員資格の喪失)

- (1) 次の各号の一に該当したときは会員の資格を失うものとする。
 1. 会費を3ヶ月以上滞納し、かつ会社の支払いの催告に応じないとき。
 2. この規約、その他会社が別に定める施設使用規定に違反し、かつ会社の違反是正の求めに応じないとき
 3. 著しく本クラブの秩序を乱し、又は名誉を傷つけたとき。
- (2) 会社は、会員が前項によりその資格を失ったときは、その旨を会員に通知する。

第14条 (ビジター)

- (1) 会員は会員以外の者 (以下「ビジター」という) を原則として1名まで同伴又は紹介して、テニスコートを使用させることができる。但し、土曜日、日曜日祝祭日休日はこの限りではない。
- (2) 支配人はビジターのコート使用を拒絶することができる。
- (3) ビジターの行為については、同伴又は紹介した会員が全て責任を負うものとする。
- (4) ビジターの施設使用料は会社が別に定める。

第15条 (クラブの閉鎖)

会社の都合によりクラブを閉鎖するときは6ヶ月前に会員に通知する。

第16条 (雑則)

この会則に定めがないことで必要なことは、会社がその都度別に定める。